

建築士事務所登録申請書類 記入上の注意事項及び添付書類

(建築士事務所登録申請等の受付は、(一社)広島県建築士事務所協会で行っています。)

- ※ 新規登録・更新登録の際の申請書類は、すべて2部(正・副)提出してください。副本についても署名・押印を要する部分は写しとすることはできません。押印については、シャチハタ印は不可です(揮発して消えてしまうため)。
- ※ 更新の登録を受けようとする場合は、登録有効期間(5年間)満了の日の30日前までに登録申請書を提出してください(更新の手続きをしない場合は、登録抹消となります)。
(建築士法第23条、同法施行規則第18条)
- ※ 2部ずつ作成した書類は、下記にある順番で1部ずつ分けて揃え、正本1部・副本1部として提出してください。

§ 1 建築士事務所登録申請書について

1. (第一面) 建築士事務所登録申請書 (正・副各々1部ずつ作成)

(1) 登録申請者氏名

- ・登録申請者が個人の場合は、氏名を記入してください。押印は個人印になります。
- ・登録申請者が法人の場合は、その法人名、代表者の役名を氏名とともに記入してください。押印は代表者印(会社実印)になります。
 - ※ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の添付が必要です(副本には写しの添付が必要です)。また、定款の添付も必要です。
- ・登録申請者氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(2) 建築士事務所の名称

- ・建築士事務所にふさわしい名称にしてください。
- ・二級建築士事務所を登録する場合、名称に「建築士」を使用する場合は、二級建築士を付し、一級建築士事務所とまぎらわしくないようにしてください。

〈例〉 個人の場合 ○○二級建築士事務所

法人の場合 株式会社○○工務店二級建築士事務所

- ・木造建築士事務所を登録する場合、名称に「建築士」を使用する場合は、木造建築士を付し、一級建築士事務所又は二級建築士事務所とまぎらわしくないようにしてください。

〈例〉 個人の場合 ○○木造建築士事務所

法人の場合 株式会社○○工務店木造建築士事務所

(3) 建築士事務所の所在地

- ・建築事務所を開設する場所の住所を記入してください。
- ・郵便番号及び電話番号も必ず記入してください。

(4) 登録申請者が法人であるときの名称及び法人の所在地について

- ・登録されている商号、所在地と必ず一致させてください。
- ・上記(2)で〇〇一級建築士事務所・〇〇二級建築士事務所等と付した場合にも、この欄に〇〇一級建築士事務所等と記載する必要はありません。

(5) 建築士事務所を管理する建築士

- ・登録番号欄には、建築士免許登録番号を記入してください。
※ 管理建築士の建築士免許証又は免許証明書の写しの添付が必要です。
- ・管理建築士講習を修了した年月日・修了証番号を記入してください。
※ 管理建築士講習修了証の写しの添付が必要です。

(6) 現登録年月日及び登録番号

- ・建築士事務所の更新の登録を受けようとする場合にのみ記入してください。

(7) 登録申請手数料

- ・登録申請手数料の納付方法は、窓口での現金払い、又は銀行振込とします。
- ・銀行振込をされる場合の振込先は次のとおりです（振込手数料はご負担ください）。
広島銀行八丁堀支店 普通預金 No. 1019274 (一社)広島県建築士事務所協会
- ・銀行振込によって登録申請手数料を納付される場合は、振込明細書の写しを申請書の裏面にはがれないように貼付してください。

○登録申請手数料額（平成27年6月25日現在）

一級 17,000円・二級 12,000円・木造 12,000円

2. (第二面) 所属建築士名簿 (2部作成)

- ・建築士の資格を有する登録申請者及び管理建築士を含め、建築士事務所の業務に従事する一級建築士、二級建築士及び木造建築士を記入してください。
- ・所属建築士が構造設計一級建築士・設備設計一級建築士である場合は、記入してください。
- ・欄内に記入できない場合は、別紙に記入し添付してください。

3. (第三面) 役員名簿 (2部作成)

- ・申請者が法人である場合に、登記されている監査役以外の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）について作成してください。
※ 監査役や監事は記載する必要ありません。
※ 記載内容は登記事項と合致させてください。
※ (例) 株式会社の場合：取締役（社外取締役を含む）、執行役
合名会社の場合：業務を執行する役員
一般社団法人及び一般財団法人の場合：理事

4. 業務概要書（2部作成）

（1）新規登録の場合

- ・白紙のまま添付してください。ただし、更新時期を失したため新規登録となった場合は、旧登録期間内の業務について、更新登録の場合にならない記入してください。

（2）更新登録の場合

- ・現登録期間内の業務について、主なものを最近のものから順次記入してください。
- ・該当する業務実績がなかった場合は、「該当なし」と記入してください。
- ・構造及び規模欄には、構造別・階数・延べ面積を、業務内容欄には設計・工事監理等を明確に記入してください。
- ・期間欄は年月日で記入してください。

5. 略歴書（登録申請者・管理建築士 各々2部ずつを作成）

- ・登録申請者（法人である場合は代表者）と管理建築士、両者の略歴書が必要です。
- ・登録申請者と管理建築士が同一人の場合は、管理建築士としての略歴書を省略することができます。
- ・氏名欄には、法人の代表者又は管理建築士の氏名を記入・個人印の押印又は署名（自署）をしてください。なお、コピーしたものは自署とは認められませんので、ご注意ください。
- ・学歴欄には、最終学歴（学校名及び学科名まで）を記入してください。
- ・職歴欄には、最終学歴から登録申請時（新規・更新とも）までの職歴を、最近のものからすべて記入してください。
- ・どこにも勤務していない期間は、自営・無職等実態に即して空白期間のないように記入してください。
- ・押印を要する部分は、写しとすることはできません。

6. 誓約書（2部作成）

- ・登録申請者が建築士法第23条の4の規定による登録拒否要件に該当しないことを誓約する書類です。
- ・法人の場合、役員全員が登録拒否要件に該当していないことが登録の条件となりますので、記入にあたっては注意してください。
- ・登録申請者が法人の場合の登録申請者氏名は、法人名、代表者の役名及び氏名を記入してください。なお、押印は代表者印（会社実印）になります。
※ 役員全員が登録拒否要件に該当していない旨を法人代表者が誓約しますので、役員全員が個別に作成する必要はありません。
- ・登録申請者氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- ・押印を要する部分を写しとすることはできません。

7. 管理建築士の専任に関する誓約書（2部作成）

- ・登録申請者と管理建築士が同一人である場合は必要ありません。ただし、登録申請者は法人で、その代表者が管理建築士を兼ねる場合は作成してください。
- ・押印は個人印を押印してください（略歴書の個人印と同一のもの）。
- ・「管理建築士の専任性について」を確認の上、誓約書に管理建築士の方が記入してください。
- ・押印を要する部分を写しとすることはできません。
- ・住所は自宅の住所を記入してください（建築士事務所の住所ではありません）。

管理建築士の専任性について

- ・建築士法第24条第1項において、「専任」であるということは、建築士事務所が業務を行っている間は、原則として建築士事務所に常勤し、専ら建築士事務所を管理する必要があり、開設者に使用される管理建築士の場合、開設者との間に継続的な雇用関係を有し、休日その他勤務しない日を除き、通常の勤務時間中は、その建築士事務所に勤務し得るものでなければならないものと解釈されています。
- ・他の建築士事務所の管理建築士を、当該建築士事務所の所属建築士としてはなりません。
- ・出向の場合は、出向協定書、出向証明書又は出向辞令が必要となります。

8. 建築士事務所の付近見取り図（2部作成）

- ・建築士事務所の所在地を、地名及びわかりやすい建築物等と併記して、案内図の形式で作成してください。
- ・住宅地図等の貼付でもかまいませんが、所在地がわかるようにしておいてください。

9. 建築士事務所の内部及び外部の写真（1部）

- ・内部 — 「製図台又はCADを使用するパソコン」が写った室内写真
- ・外部 — 新規の場合は、規定の標識を掲げる予定の場所を写したもの
更新の場合は、標識の文字がはっきり見えるように写したものと、どこに掲示しているのかわかるもの

建築士事務所の標識の掲示について（建築士法第24条の5、同法施行規則第22条）

建築士事務所の開設者には、公衆の見やすい場所に標識を掲示することが建築士法により義務づけられています。“公衆の見やすい場所”とは、建築士事務所に業務を依頼しようとする者などが自由に入出りできる場所から見える位置をさします（事務室内よりも事務所の玄関などの方が適当です）。この標識により、公衆は登録の有無、登録番号を知ることができます。

なお、様式については建築士法施行規則で定められています。

〈 標識記載例 〉

開設者が法人（一級）の場合の例

（名称が「広島建設株式会社一級建築士事務所」の場合）

広島建設株式会社一級建築士事務所	
登 録	一級建築士事務所 広島県知事登録××(1)第.....号
開 設 者	広島建設株式会社 代表取締役 広 島 太 郎
管理建築士	一級建築士 広 島 太 郎
登録の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

40cm 以上

開設者が個人（二級）の場合の例

（名称が「広島太郎二級建築士事務所」の場合）

広島太郎二級建築士事務所	
登 録	二級建築士事務所 広島県知事登録××(2)第.....号
開 設 者	広 島 太 郎
管理建築士	二級建築士 広 島 太 郎
登録の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

40cm 以上

25cm
以上

25cm
以上

※ 登録番号について

広島県知事登録 ×× (1) 第.....号

登録（新規・更新）暦年の西暦末尾
※ 更新ごとに変更

建築士事務所の種別
（1：一級、2：二級、木：木造）

§ 2 添付書類について

1. 管理建築士の建築士免許証の写し (2部)

- ・複写機で作成した建築士免許証又は免許証明書の写しを正・副それぞれに添付してください。

2. 管理建築士講習修了証の写し (建築士法第24条第2項に規定する講習の修了証) (2部)

- ・複写機で作成した管理建築士講習修了証の写しを正・副それぞれに添付してください。

3. 定款 (2部)

- (1) 登録申請者が法人の場合は、必ず添付してください。

- (2) 定款は、原則事業内容として「建築物の設計及び工事監理」(これと同義の字句を含む。以下同じ。)が明記されているものでなければなりません(後記(3)の法人を除く。)ただし、次のア又はイの場合に、それぞれ示すところにしたがって誓約書等が提出されたときは、例外的に登録を受け付けることがあります。

ア 定款に、建築関係の事業を行う旨の規定があるが、「建築物の設計及び工事監理」が明記されていない場合 今後直近の機会(株主総会等)に定款を改正し、事業内容として「建築物の設計及び工事監理」を明記するという旨の誓約書を、登録申請者名で提出してください。

イ 定款に「建築物の設計」と「関連・付随する業務」は明記されているが、「工事監理」が明記されていない場合 「関連・付随する業務」の中に工事監理が含まれている旨の確認書を、登録申請者名で提出してください。

- (3) 設計及び工事監理の業務を行うことを法令上禁止又は制限されている法人の場合は、定款に、次の4業務のうちの何を行うかが明記されていなければなりません。

ア 建築工事契約に関する事務

イ 建築工事の指導監督

ウ 建築物に関する調査又は鑑定

エ 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理

4. 登記事項証明書(履歴事項全部証明書・直近3ヶ月以内のもの) (原本1部・写し1部)

- ・登録申請者が法人の場合は、必ず添付してください。
- ・正本に原本、副本に写しを添付してください。

第五号書式（第二十条関係）（用紙A4）

正

一級
 二級
 木造

建築士事務所登録申請書

（第一面）

〔記入注意〕

- ※印欄は、記入しないでください。
- 登録申請者氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- のある欄は、該当する 中に 印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

・法人の場合は代表者印
 （法務局登録印）
 ・個人の場合は認印可
 （シャチハタは不可）

<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造		建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添	
事実に相違ありません。			
平成 27 年 7 月 20 日		代表取締役 安芸 太郎	
広島県指定事務所登録機関 一般社団法人 広島県建築士事務所協会会長 様		登録申請者氏名	
建 事 築 務 士 所	ふりがな	ひろしまとうろくけんちくせつけい かぶしがいいしゃ	
	名 称	広島登録建築設計 株式会社 一級建築士事務所	
	所 在 地	〒 730 - 0000	電話 (082) 222 - 1111 番
一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別		一級建築士事務所	
登 録 申 請 者	あ	ふりがな	
	人	氏 名	建築士の資格 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>
で	き	住 所	
法	あ	ふりがな	ひろしまとうろくけんちくせつけい かぶしがいいしゃ
	人	名 称	広島登録建築設計 株式会社
で	き	事務所所在地	〒 730 - 0000 広島県広島市中区基町77-77
建 築 士 管 理 事 務 所	所	ふりがな	ひろしま いちろう
	を	氏 名	広島 一郎
	建	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士
管	理	管理建築士講習を修了した年月日	平成 22 年 6 月 1 日
事	務	修了証番号	106D-98765T
現 及 び	登 録 年 月 日	平成 22 年 9 月 21 日	
登 録 年 月 日	及 び 登 録 番 号	広島県知事登録 10 (1) 第 0000 号	
新 規	更 新	※ 登 録 年 月 日	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	及 び 登 録 番 号	広島県知事登録 第 号 査
※	手 数 料 欄	1 級 17,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込
		2 級 12,000 円	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込
		木 造 12,000 円	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込

登記上の本店所在地を記入

・更新の場合に記入
 ・新規の場合は空欄

第五号書式（第二十条関係）（用紙A4）

副

一級
 二級 建築士事務所登録申請書
 木造

〔記入注意〕

（第一面）

- ※印欄は、記入しないでください。
- 登録申請者氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができ、
- のある欄
- 現登録年月日及び登録番号

副本用申請書は正本用申請書へ入力すると、自動的に入力されます。間違いがないか必ず確認してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 建築士 <input type="checkbox"/> 木造		記載事項は	
事実には相違ありません。			
		広島登録建築設計 株式会社	
平成 27 年 7 月 20 日		代表取締役 安芸 太郎 印	
登録申請者氏名			
広島県指定事務所登録機関 一般社団法人 広島県建築士事務所協会 会長 様			
建 事 築 務 士 所	ふ り が な	ひろしまとうろくけんちくせつけい かぶしがいいしや	
	名 称	広島登録建築設計 株式会社 一級建築士事務所	
	所 在 地	〒 730 - 0000	電話 (082) 222 - 1111 番 広島県広島市中区基町77-77
		一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所
登 録 申 請 者	あ る と き	ふ り が な	氏 名
	あ る と き	ひろしまとうろくけんちくせつけい かぶしがいいしや	氏 名
	住 所	〒 -	
	あ る と き	ふ り が な	氏 名
	あ る と き	ひろしまとうろくけんちくせつけい かぶしがいいしや	氏 名
	事 務 所 所 在 地	〒 730 - 0000	広島県広島市中区基町77-77
建 築 士 事 務 所 管 理 者	ふ り が な	ひろしま いちろう	氏 名
	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	一級建築士	登録番号
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成 22 年 6 月 1 日	777777 登録を受けた都道府 県名(二級建築士又は 木造建築士の場合) 修了証番号
現 登 録 年 月 日	平成 22 年 9 月 21 日		※ 審 査
及 び 登 録 番 号	広島県知事登録 10 (1) 第 0000 号		
新 規 更 新 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	※ 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	令和 年 月 日 広島県知事登録 第 号	

あなたの申請については建築士法第23条の3第1項の規定により登録したので、同条第2項の規定により通知します。なお、この登録は5年間有効です。

平成 年 月 日

広島県指定事務所登録機関
 一般社団法人 広島県建築士事務所協会

(第三面)
役員名簿

〔記入注意〕

- この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にしを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入してください。

該当する性別及び年号をチェックしてください。

ふりがな氏名	性別	役名	年号	生	年	月	日
あき たろう 安芸 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	代表取締役	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成	<input checked="" type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 令和	30	年	5 月 26 日
ふくろまち じろう 袋町 次郎	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	取締役	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成	<input checked="" type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 令和	27	年	10 月 5 日
うじな はなこ 宇品 花子	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	取締役	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成	<input checked="" type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 令和	35	年	7 月 19 日
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 令和		年	月 日
<p>登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に記載のある、代表権及び業務を執行する権利を持つ役員について、全員を記入してください。 ※建築士法第23条の2第3項において「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」の氏名を記入するよう定められています。 <記入が必要な役員例> 株式会社の場合: 取締役(社外取締役を含む)、執行役 合名会社の場合: 業務を執行する役員 一般社団法人及び一般財団法人の場合: 理事</p> <p>※法人の執行役員については、取締役、執行役に準ずる権限を与えられている場合にのみ、役員名簿に含めてください。 ※支配人登記されている支店長等を法人の代表者とし登録を受ける場合は、その方も記入してください。 (事務所登録を届け出ている支店以外の支配人の記入は不要です。) ※「監査役」については、業務執行権を有さないために記入は不要となります。 ※記載内容は登記事項と合致させてください。 ※社内肩書きでの会長・社長・専務・常務などの記入はしないでください。 ※役員の名前・ふりがな・性別・役名・生年月日を必ず記入してください。</p>							
	<input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和				日
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 令和		年	月 日
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 令和		年	月 日
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和				日
<p>全ての役員が記入しきれない場合は、有の口内に✓を入れ、別紙に記入し添付してください。 記入できる場合は無の口内にチェックを入れてください。</p>							
(備考)	別紙	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				日

添付書類（ロ）

略 歴 書

登録申請者
 管理建築士

〔記入注意〕

1. 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
2. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
3. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

個人印
(認印可、シャチハタ不可)

フリガナ 氏名	あき たろう		生年月日	昭和30年5月26日
	安芸 太郎			性別
建築士の資格	一級建築士	<input type="checkbox"/>	登録番号	受けた都道府県名 又は木造建築士の場合)
	二級建築士	<input type="checkbox"/>		
	木造建築士	<input type="checkbox"/>		
	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		
学歴	年月日	学校名及び	退の別	
	昭和53年3月31日	△△大学経済学部経済学		卒業
職歴	期間 年月～年月	勤務先	地位・職名	
	平成26年4月～ 現在に至る	広島登録建築設計 株式会社	代表取締役	
	平成24年4月～ 平成26年3月	同上	取締役	
	平成16年9月～ 平成24年3月	同上	営業部長	
	平成7年9月～ 平成16年8月	同上	営業課長	
	昭和61年10月～ 平成7年8月	同上	営業担当	
	昭和53年4月～ 昭和61年9月	株式会社〇〇	営業担当	

建築士の資格を保有している場合は級別に「✓」チェックを入れ、登録番号を記入してください。

最終学歴を記入してください。
(中学・高校・大学・専門学校等)

最終学歴から登録申請時(新規・更新とも)までの職歴を、最近のものからすべて記入してください。
どこにも勤務していない期間は、自営・無職等実態に即して空白期間の内容に記入してください。

添付書類 (ロ)

略 歴 書

登録申請者
 管理建築士

該当する建築士級別に「」
チェックを入れ、登録番号を記入
してください。

おいては、押印を省略することができます。
次記入してください。
こは自営と記入してください。

個人印
(認印可、シャチハタ不可)

フリ 氏	ひろしま いちろう		印	生年月日	昭和38年12月16日
	広島 一郎			性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
建築士の 資 格	一級建築士	<input checked="" type="checkbox"/>	登録 番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	二級建築士	<input type="checkbox"/>		777777	
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学		の 別	
	昭和61年3月31日	□□大学工学部建築学科		卒業	
職 歴	期 間 年 月 ~ 年 月	勤 務 先		地 位 ・ 職 名	
	平成23年9月~ 現在に至る	広島登録建築設計 株式会社		管理建築士・設計部長	
	平成8年4月~ 平成23年8月	同上		所員	
	平成3年3月~ 平成8年3月	〇〇建築設計事務所		所員	
	平成元年11月~ 平成3年2月	無職			
	昭和61年4月~ 平成元年10月	△△株式会社		所員	

最終学歴を記入してください。
(中学・高校・大学・専門学校等)

最終学歴から登録申請時(新規・更新とも)までの職歴を、最近のもの
からすべて記入してください。
どこにも勤務していない期間は、自営・無職等実態に即して空白期間の
内容に記入してください。

誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

・法人の場合は代表者印
（法務局登録印）
・個人の場合は認印可
（シャチハタは不可）

平成 27 年 7 月 20 日

広島登録建築設計 株式会社

登録申請者の
氏名又は名称 代表取締役 安芸 太郎
（署 名）

印

広島県指定事務所登録機関
一般社団法人 広島県建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

- 〔記入注意〕
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

管理建築士の専任に関する誓約書

該当する箇所へチェックしてください。

私は、このたび

広島登録建築設計株式会社一級建築士事務所

の

新
更
変
規
新
更

登録にあたり、管理建築士となることを誓約いたします。

平成 25 年 7 月 20 日

住 所 広島県広島市中区〇〇町△-□

氏 名 広島 一郎

印

管理建築士の略歴書に押印したものと
同じものを押印してください。

建築士事務所の付近見取図

			※経由先
建築士事務所	名称	広島登録建築設計株式会社 一級建築士事務所	※登録
	所在地	〒730-0000 広島県広島市中区基町77-77 (電話 082-222-1111 ・ FAX 082-222-0000)	平成 年 月 日 () 第 号

建築士事務所の所在地を、地名及びわかりやすい建築物などと併記して、案内図の形式で作成してください。
住宅地図などの貼付でもかまいませんが、所在地が分かるようにしてください。

(注) ※印のある欄は記入しないでください。

建築士事務所の内部及び外部の写真

建築士事務所名称	広島登録建築設計株式会社一級建築士事務所
内部 (CADを使用するパソコン又は製図台が写った室内全景)	写真貼付
<p>建築士事務所名称を記入し、各写真を貼付してください。</p>	
外部① (建築士事務所登録標識を掲示している箇所) ※新規登録申請の場合は標識掲示予定場所を写すこと。	写真貼付
外部② (建築士事務所登録標識) ※記載文字が識別できるように大きく写すこと。	写真貼付